

産業建設常任委員会報告書（平成23年12月定例会）

議案番号	議案第105号
議案名	宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	<p>農業災害補償法施行規則の一部を改正する省令が平成23年10月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもの</p>
論点	<p>1 条例改正が宝塚市農業共済に与える影響について</p> <p><質疑の概要></p> <p>問 死傷等事故が発生した場合、家畜伝染病予防法によるものと、市農業共済（条例）によるもので補償を二重で受け取ることはないのか。</p> <p>答 法に基づく事故については、県から国へ報告。国から県に結果の報告があった後、県より使用者、市へと連絡される仕組みがあり、二重取りはない。</p> <p>問 今回の改正に伴う影響は。</p> <p>答 該当事例は年間1件ぐらいであり、全体の1%未満なので、影響は少ない。</p> <p>問 農業共済において家畜伝染病以外の一般事故に対する予防策は。</p> <p>答 共済事業の予防対策として、検診事業や栄養ドリンクの提供等がある。</p> <p>問 共済事業に関わる市の獣医師の状況は。</p> <p>答 市には獣医師はいない。共済組合連合会から獣医師1名が派遣され対応している。</p> <p>問 毎年、共済金の支払いが伴う170件程度ある死傷等事故について、市の担当者がすべて確認しているのか。していない場合の対応はどうしているのか。</p> <p>答 100%ではないが、ほとんどは確認している。行けない場合は、連合会から派遣された獣医師から提供された写真で確認している。</p> <p>問 連合会雇用の獣医師が確認し、市が共済金を請求。連合会の獣医師による運用が一部でされている。市の税金も入っている事業において、正しい請求がなされているか、連合会以外でチェックできる仕組みづくりが必要ではないか。</p> <p>答 より公正な確認ができる仕組みづくりを検討したい。</p>
自由討議の概要	なし
討論	なし
その他	なし
審査結果	可決（全員一致）

産業建設常任委員会報告書（平成23年12月定例会）

議案番号 議案第107号
議案名 公の施設の指定管理者の指定について
議案の概要 平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間における宝塚市立自転車等駐車場並びに宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場の指定管理者として、宝塚市小浜2丁目1番1号、社団法人宝塚市シルバー人材センターを指定しようとするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの
論点 1 選考方式を非公募としたことについて <質疑の概要> 問 指定管理者候補者選定において、今回の事案は、非公募とする特別の事由にはあたらないのではないかと。業務実績は理由にはならず、育成団体としてのシルバー人材センターをと言うことであれば、次回も非公募になる。 答 指定管理者制度運用指針による「公募を行わない合理的な理由がある場合」は、制限的に運用できるものと認識している。シルバー人材センターの事業構成の40%は駐車場であり比率が高い。今後、シルバー人材センターを育成する部署と業務を発注する部署で協議し、駐車場管理運営に頼らず、他の事業拡大の努力を求めていく。 問 シルバー人材センターを育成しきれていない。公共と民間の事業比率は、他の事業者には勝てる体質づくりが必要ではないか。 答 ほとんどが人件費。68%が公共からの業務となっており、県下でも高い数字で、他市では公共事業が20数%というところもある。事業割合を20%程度民間に移行するとすれば、約2億円程度必要で難しい。競争となった場合、勝てるか疑問が残る。 問 競争に勝つのは厳しいと思う。5年後を見越して、財務体質の強化を。 答 シルバー人材センターは、「法律的な位置づけ」「高齢者雇用」「高齢者の生きがい」等の意義があるため、その他の施策と絡めて、総合的に判断している。 問 この事業は、労働集約型であり、マンパワーで整理するもの。高齢者雇用や市内の雇用を守り、市民評価も高く、また地域との結びつきもあり、まちづくりのあり方が問われる事業。自転車の利用は高まっており、自転車政策として、機械化する等の対応も必要。駅ごとの利用率や赤字の原因の分析、対策はどこが行うのか。 答 市が考えることであるが、指定管理者の事業管理計画の中で、シルバー人材センターも示している。今後5年間で、研究していきたい。 問 都市経営会議での決定のあり方に問題。指定管理の期間が5年になった理由は。 答 当初、非公募3年で検討していた。都市経営会議の協議の中で、見直しを行い、5年になった。

問 今年度の利用者アンケートも未実施。市への報告よりも、シルバー人材センターへ直接あった苦情はもっとあるのでは。立入り調査もせず、しっかりとした評価ができていないのではないか。

答 日々のやり取りや、情報交換も含めて判断している。評価を数値化していないが、定められた評価表もあり、A評価としている。

問 高齢者雇用を考えたときに、他的高齢者団体の検討や、障がい者団体の就労について、意見がでなかったか。

答 議論はあったが、高齢者雇用の育成団体として、唯一指定されている団体であり、駐輪場の近隣に住んでいる人を雇用するなど、臨機応変に対応できることからシルバー人材センターとした。障がい者団体は、検討されなかった。

論 点 2 選考委員会の審査等について

<質疑の概要>

問 審査結果をみると、経済基盤の安定について得点が少ない。平成21年度まで経常黒字であったが、平成22年度は赤字に。それに対する一考は。

答 特定資産の財政運営資金積立資産もあり、5年間は大丈夫という意見であった。

問 選定委員会の委員構成は、専門的な方2名と、市民団体からの推薦等が2名。委員に市民公募を入れることは考えなかったのか。

答 指定管理者制度運用指針では5名程度としている。経営上の指摘をいただくために税理士さんを、交通工学の視点から見るために大阪市立大学大学院の先生。駅前の実情に詳しいということで、宝塚市商店連合会会長等をお願いした。公募については、考えていなかった。

問 各委員からの附帯意見には、放置自転車対策に協力を求めるものと、人件費削減に努めるよう求めているものがある。この2つは矛盾しているように見えるが。

答 駐車場の管理に必要な人員を削減してまで協力を求めるというのではなく、放置自転車対策をすることで収入増になるのではないか、人件費削減については将来の機械化を考えられないかという意見だった。

論 点 3 駐輪場、駐車場の管理のあり方について

<質疑の概要>

問 個別の利用率をみると売布駅前、清荒神駅、逆瀬川駅などが低く、赤字施設になっている。赤字施設の利用率をあげる方策は。

答 例えば、地下にある売布駅前駐輪場では、インターホンで呼び出しを行い、出し入れの手伝いをしたり、看板の設置を行ったりして、22年度には2%アップさせている。

問 自転車は増える傾向にある。放置自転車数と駐輪場の空き状況を見ていると、今後収容できないという課題がでてくる。例えば、宝塚駅を考えると、割引料金制で経済的メリットを与え清荒神に誘導したり、機械化する等の対応は。

答 交通安全計画を策定し、自転車対策を検討する予定。J R宝塚駅付近では、マンション駐輪場の活用の提案や、仁川駅前では、道路沿いの駐輪施設を設置管理するなど、地域の取組みにより収益を上げてもらっている。また、阪急電鉄自身も対策に乗り出している。

問 指定管理者との協定に関する手続きは。またその内容は。

答 まず指定管理期間全体の基本協定書を交わし、その後、年度ごとに年度の協定書をつくる。年度ごとの協定書で指定管理料を決定していく。

自由討議の概要

論 点 1 選考方式を非公募としたことについて

- ・シルバー人材センターの団体の性格、これまでの経過等を考えると、管理上の行き届きがなく、よく頑張っていることから非公募としたことは妥当。また、全体のまちづくりを政策的な観点からバランスよく考え、市民のよりよいサービスと経費削減が両立しているかどうかを考慮しても、非公募としたことは妥当。ただ、現在の管理はあまり機械化が進んでいないことから、今後予想される駐輪台数不足を解消するため効率的な管理が必要となる時期がくると思われるが、そのときに公募など新たな方法は検討されるべきである。
- ・非公募ありきでスタートし、しっかりとした議論がなされなかったこと、シルバー人材センターの評価がしっかりとされていないことから100%妥当とはいえない。今後、自転車に関する法改正や施設の見直しなど、いろいろな状況変化があるので、5年間の協定期間は長い。アンケートなど市民からの評価を公表し、それを受けたいうえで、3年で契約の見直しができるような協定ができないか。シルバー人材センターが唯一の育成団体であるという要素は大きいですが、今後さらにシルバー人材センターと協定を結ぶことになってしまうのは悩ましいものがある。明らかに対抗しうる指定管理者はないという結果が出ない限りは公募とすべきである。契約議案であるため議会に修正権はないが、附帯決議をつけて合意すべきでは。
- ・指定管理制度のメリットであるサービス向上と経費削減を担保しているのは公募である。それを差し置いて、高齢者雇用という市の施策を優先させたということ、シルバー人材センターの財務状況が考慮されたことについては、一定理解できるが、今後ずっと公募によって得られるメリットを放棄しなければならないというものではない。何らかの附帯決議をすべきでは。
- ・シルバー人材センターを前提として考えたことはおかしい。市民の力を活用するという観点から考えると、参入していける場所を減らすことになっている。障がい者の就労という視点も入っていない。附帯決議をすべき。
- ・このまま非公募が続くという前提はない。次回のことは、契約終了時に、自転車政策の状況によって考えられるべき話である。何もかも附帯決議するのはおかしい。

- ・都市経営会議での決め方や、運用指針のいう特別な理由とはどういう場合なのかということなどについて意見を出し合い、そのことで委員会のまとめができないか。
- ・公募か非公募かということについては意見が分かれているので、まとめは難しい。
- ・各委員の意見は、シルバー人材センターのあり方を考えると一定理解はできるが、非公募とした決め方は100%理解できないということで、一致しているのではないか。
- ・そこは意見が違うところであり、議論の内容についての解釈が違っている。何もかも公募でやらなければいけないという意見には賛同できない。
- ・運用指針の「公募を行わない合理的な理由がある場合」という内容がこのままの条件で残れば、今後も同様の議案が出れば、同じ議論の繰り返しになってしまうのではないか。シルバー人材センターの評価についても、非公募とするのであれば、選定の理由や評価を明確に示すべきである。今後の事を考えると、委員会で意見をまとめることはできないか。
- ・非公募とした理由を「その他公募を行わない合理的な理由がある場合」という規定によるとしているが、本来、この規定は補完する意味でおかれているもので、厳格に運用されなければ原則が崩れてしまう。厳格に運用したということであれば、合理的な理由を説明できるようにするべきである。
- ・より柔軟に、かつ総合的にまちづくりの観点を踏まえて、指定管理制度を活用すべきである。その方針には否定的な見解を持っている。
- ・当局は「その他公募を行わない合理的な理由がある場合」を選定理由にしている。合理性はない。特殊なケースと当局は言っている。
- ・当局の理由のいかんにかかわらず、指定管理者制度の運用は幅広く、公募によらない方法も活用すべき。選考の過程や全体の状況を見て妥当だと思う。
- ・都市経営会議での確認の仕方は、しっかりできていない所がある。
- ・手続き上、瑕疵があると思わない。

論 点 2 選定委員会の審査等について

- ・本来は複数団体から選定する委員会であるが、今回は1団体しか出てこなかったのが妥当性の評価をせざるを得なかった。1団体と決まっているので致し方なく、制度自体には問題はない。

討論

<賛成討論>

- ・非公募としたことについては、指定管理者1団体を決める手続きにおいて、もっとしっかりと当局側が議論すべきであった。また、指定する期間について、担当は3年という考えをもっていたにもかかわらず5年とされたことには疑問が残る。

その他	なし
審査結果	可決（全員一致） 議案が可決後、附帯決議案が提出されました。

議案番号	ー
議案名	議案第107号に対する附帯決議案
議案の概要	<p>指定管理者の選定にあたり、非公募とした理由には何点か疑問が残るため、今後の協定締結にあたっては、市民からの実績評価を受けることを義務付けし、その結果の公表に努めること。</p> <p>また、指定期間が5年間となっているが、上記の実施を含めて事業遂行にあたり、3カ年を目途に基本協定の見直しを行えるものとする。</p> <p>さらに、次回の契約更新時には非公募によることなく、公募方式（プロポーザル方式も含む）を採用するよう努めること。</p> <p>以上決議する。</p>
<質疑の概要>	なし
自由討議の概要	なし
討論	<p><反対討論></p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の選定にあたり非公募とした理由について、疑問はない。今後、市民から団体の評価は受ける、とのことであり附帯決議をする必要はない。さらに、3カ年を目途に基本協定を見直すことについては、毎年内容について協議がなされ、重大な瑕疵があれば当然協定の見直しがあり得るであろうことから、附帯決議をする必要はないこと、公募方式の採用を前提とする案に賛成できないことから決議案には反対である。 <p><賛成討論></p> <ul style="list-style-type: none"> 公募を行わない合理的な理由が厳格に運用されたかといえは疑問が残る。指定管理者制度のメリットを担保するのは公募によることである。 非公募とした理由には納得できない。原則は公募である。
その他	なし
審査結果	可決（賛成多数）